

## 特別養護老人ホーム ふたみ苑 ご利用料金表（全室個室）

### ◎ 基本ご利用料金

令和6年8月1日現在

	基本 ①	居住費 ②	食費 ③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①×2+②+③	1日あたり ①×3+②+③
				30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	2割負担	3割負担
要介護1	670円	第1段階		1,850円	1,940円	2,690円	3,400円	4,436円	5,106円	5,776円
		880円	300円	55,500円	58,200円	80,700円	102,000円	133,080円	153,180円	173,280円
要介護2	740円	第2段階		1,920円	2,010円	2,760円	3,470円	4,506円	5,246円	5,986円
		880円	390円	57,600円	60,300円	82,800円	104,100円	135,180円	157,380円	179,580円
要介護3	815円	第3段階①		1,995円	2,085円	2,835円	3,545円	4,581円	5,396円	6,211円
		1,370円	650円	59,850円	62,550円	85,050円	106,350円	137,430円	161,880円	186,330円
要介護4	886円	第3段階②		2,066円	2,156円	2,906円	3,616円	4,652円	5,538円	6,424円
		1,370円	1,360円	61,980円	64,680円	87,180円	108,480円	139,560円	166,140円	192,720円
要介護5	955円	第4段階		2,135円	2,225円	2,975円	3,685円	4,721円	5,676円	6,631円
		2,066円	1,700円	64,050円	66,750円	89,250円	110,550円	141,630円	170,280円	198,930円

※ 食費・居住費のご利用者負担については、以下の基準で減額の制度があります

区分（段階）	対象者
第1段階	生活保護を受給されている方 本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計が80万円以下の方
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計が80万円を超え120万円以下の方
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計が120万円超の方
第4段階	第1・2・3段階①②のいずれにも該当しない人

※ 次のいずれかに該当する場合は、軽減を受けられません。詳しくは、お住いの市役所・役場へお問い合わせください

- 1 住民票上の世帯が異なる（世帯分離している）場合であっても、配偶者が市民税課税されている場合
- 2 預貯金などが、第1段階：単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合、第2段階：単身で650万円、夫婦で1,650万円を超える場合、第3段階①：単身で550万円、夫婦で1,550万円を超える場合、第3段階②：単身で500万円、夫婦で1,500万円を超える場合

### ◎ 入院・外泊期間中の居住費について

入院・外泊期間中も居住費が原則的に発生いたします。（1日あたり 2,066円）

但し「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのご利用者様は入院・外泊開始日と終了日を除く6日間、月をまたがる12日間を限度として認定証の記載金額となります。

### ◎ 社会福祉法人等利用者負担額軽減について

市民税非課税世帯等、生計が困難な方の負担を軽減するため、介護サービスを提供する社会福祉法人等による軽減制度があります。

『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』をお持ちの方は、証記載の割合を軽減いたします。

◎ 加算項目及びご利用者負担額（1日あたり）

項 目	概 要（ 条 件 ）	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
初期加算	入居日から 30 日間、又は 30 日を超える入院後再入所した場合 30 日間加算する。	30 円	60 円	90 円	
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合加算する。 （初回のみ）	20 円	40 円	60 円	
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の有効な実施のために必要な情報を活用する。	11 円	22 円	33 円	
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を 1 人以上配置する。	4 円	8 円	12 円	
看護体制加算（Ⅱ）	①看護職員を入居者 25 人又は端数を増すごとに 1 人以上配置 ②最低基準を 1 人以上、上回って看護職員を配置 ③当該施設看護職員により、24 時間の連絡体制を確保している 以上全ての要件に該当している場合加算する。	8 円	16 円	24 円	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤職員を基準より 1 人以上、上回って配置する。	18 円	36 円	54 円	
療養食加算	糖尿病食・腎臓病食など療養食を提供する。欠食の場合は算定しない。	6 円/回	12 円/回	18 円/回	
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	新規入居者の 70%以上が要介護 4 以上 介護福祉士を入居者 6 人に対して 1 人以上の割合で配置する。	46 円	92 円	138 円	
若年性認知症入所者受入加算	65 歳未満の認知症の方を受け入れた場合加算	120 円	240 円	360 円	
入院・外泊時の費用	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、 月 6 日を限度として、基本料金に代えて算定する。	246 円	492 円	738 円	
経口維持加算（Ⅰ）	月 1 回以上、管理栄養士その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行う。	400 円(月)	800 円(月)	1,200 円(月)	
経口維持加算（Ⅱ）	食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師、歯科医師、 歯科栄養士、言語聴覚士のいずれか 1 名以上が加わる。	100 円(月)	200 円(月)	300 円(月)	
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出する。	50 円(月)	100 円(月)	150 円(月)	
看取り介護加算	看取り介護計画に従い 介護を行った場合	死亡日以前 31 日～45 日	72 円	144 円	216 円
		死亡日以前 4 日～30 日	144 円	288 円	432 円
		死亡日の前日・前々日	680 円	1,360 円	2,040 円
		死亡日	1,280 円	2,560 円	3,840 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金＋加算料金） × 14.0% （ A ）		A × 2 × 14.0%	A × 3 × 14.0%	

\* その他の取り扱いについては介護保険給付の扱いに応じた金額となります。

◎ 介護保険対象外のご利用者負担額（1日あたり）

※ ご希望の方のみ

項 目	内 容	
日用品セット	歯ブラシ、歯磨き粉、スポンジブラシ、舌ブラシ、入れ歯洗浄剤、ティッシュ、ハンドソープ、化粧水、乳液、ベビーオイル、入浴剤、カミソリ、シェービングフォーム	190 円
飲み物セット	コーヒー、紅茶、緑茶、ジュース、ミルクココアなど	100 円/回
理美容代	訪問理美容サービスを希望される方	実費

\* 医療費（薬代含む）・趣味的活動に係る費用等は実費となります。